

# 年金のお知らせ

◎国民年金保険料の納付は、口座振替・クレジットカードでの前納・早割が便利でお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード納付がご利用になれます。

当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「前納制度」(6か月前納、1年前納、2年前納)もあり大変お得です。

口座振替・クレジットカードでの納付をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または青梅年金事務所へ申込期限までに申し込みください。

また、口座振替・クレジット

カード納付の利用は、通知に同封されている返信用封筒をご利用ください。

なお、前納制度を希望される場合は、2月末日(必着)までに申出書を提出する必要があります。

## ◎ご存知ですか？

国民年金の任意加入制度 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。(国

民年金の任意加入は、申し出した日からとなります。)

なお、老齢基礎年金を受け取るためには保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができま

す。(ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。)

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、青梅年金事務所または役場住民課に問い合わせください。

カット

## 国民健康保険証は正しく使いましょう

転出したことや職場の健康保険に加入したことなどにより、保険証が変更になる場合には、奥多摩町国民健康保険の脱退手続きが必要です。原則として14日以内に届出をお願いします。

届出の有無にかかわらず、資格喪失後は奥多摩町の国民健康保険証は使えません。資格喪失後に奥多摩町の国民健康保険証で医療機関を受診した場合には、奥多摩町が医療機関に支払った医療費を返還請求させていただきますので、ご注意ください。

※問い合わせは、住民課 83-2182

### 西多摩医師会・西多摩地域脳卒中医療連携検討会市民公開講座

#### 【第1部】

「脳卒中医療連携検討会から参加者の皆さんへのメッセージ」  
西多摩地域脳卒中医療連携検討会 座長 大久野病院 院長 進藤 晃 先生

#### 【第2部】

「脳卒中が発症すると、どうなりますか」  
公立福生病院 副院長 小山 英樹 先生  
〔日時〕 2月22日(土) 午後2時～4時  
〔会場〕 ネットたまぐーセンター  
(青梅市文化交流センター)

※問い合わせは、一般社団法人西多摩医師会 23-2171